

# 宿泊約款

第1条 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (4) その他当施設が必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までに支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限りです。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
- (2) 満室（員）により宿泊棟の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (7) 宿泊しようとする方が、泥酔などで他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められたとき。あるいは宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (8) 宿泊しようとする方が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- (9) 宿泊しようとする方が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- (10) 宿泊しようとする方が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者であるとき
- (11) 宿泊しようとする方が宿泊施設若しくは宿泊施設従業員に対し、暴力的要求行為を行ったとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。

3 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後3時（予め、到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当施設の契約解除権)

第7条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
- (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
- (5) 宿泊棟での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき
- (6) 宿泊客が、泥酔などで他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められたとき。あるいは宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (7) 宿泊客が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
- (8) 宿泊客が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると判明したとき。
- (9) 宿泊客が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者である判明したとき
- (10) 宿泊客が宿泊施設若しくは宿泊施設従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

2 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当施設が必要と認める事項

(宿泊棟の使用時間)

第9条 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の宿泊棟の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過30分につき1室1,000円
- (2) 前号に関し、延長は正午までを限度とします。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(利用規則の遵守)

第11条 当施設の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

- (1) フロントサービス時間：8:00～21:00

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨（現金）により、宿泊客の出発の際又は当施設が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当施設の責任)

第13条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当施設は、防災施設の整備に努めるほか、万一の火災等に対処するため賠償責任保険に加入しております。

(契約した宿泊棟の提供ができないときの取扱い)

第14条 当施設は、宿泊客に契約した宿泊棟を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、宿泊棟が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 当施設は、物品又は現金並びに貴重品についてお預かりできません。但し、次条第1項及び第2項に定める

事項についてはこの限りではありません。

2 宿泊客が、当施設内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品について、当施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じた場合、当施設は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当施設はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、次のとおりとします。

(1) 第1項の手荷物の場合、当施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じた場合、当施設は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当施設はその損害を賠償します。

(2) 第2項の置き忘れ品の場合、当施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じた場合、当施設は、その損害を賠償します。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

(個人情報の取扱い)

第19条 当施設では、お客様から提供される個人情報について、当施設のプライバシーポリシーに則り、適切に取扱いします。

(免責事項)

第20条 当施設内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものいたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当施設および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

(準拠法、合意管轄裁判所)

第21条 当施設と宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当施設を経営又は運営する会社の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 別表第1 宿泊料金等の内訳 (第2条第1項及び第12条第1項関係)

### 内 訳

- 宿泊客が支払うべき総額宿泊料金(1) 基本宿泊料 (室料+朝・夕食料)
- 追加料金(2) 追加飲食 (朝・夕食以外の飲食料) 及びその他の利用料金
- (3) 有料の施設利用料

### 《備考》

1. 基本宿泊料は、掲示する料金表によります。

### 別表第2 違約金(第6条第2項関係)

#### 違約金

不泊当日 80% 前日 50% 7日前 20%

連絡なし不泊 100%

(注)

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。

# 利用規則

当施設をご利用くださるお客様は、施設の公共性とお客様の安全を維持するため、下記の規則をお守り下さい。  
この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第7条の規定により、宿泊契約を解除させていただくことがあります。

## 【 記 】

1. テント内などで暖房用、炊事用の火及びプレス用のアイロン等をご使用にならないで下さい。
2. テント内での喫煙・BBQ でのご利用はなさらないでください。
3. 宿泊棟に訪問客を招いたり、宿泊棟内の設備、物品などを使用させたりなさらないで下さい。
4. 施設内に次のものをお持込にならないで下さい。  
(イ) 動物、鳥類、覚せい剤、麻薬類 (ロ) 著しく悪臭を発するもの (ハ) 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類及び危険性のある薬品  
(ニ) 許可証の無い鉄砲、刀剣類 (ホ) 著しく多量の物品
5. 施設内で賭博、風紀を乱すような行為又は高声・放歌又は喧騒な行為その他でほかのお客様に迷惑を及ぼすような行動はなさらないで下さい。
6. 当施設の了解無く、他の宿泊施設をご使用なさらないで下さい。
7. 当施設内で、ほかのお客様に広告物を配布するような行為をなさらないで下さい。
8. 施設などの許可なく、宿泊棟内の設備を変更するようなことをなさらないで下さい。
9. 施設の諸設備及び諸物品を、移動、加工、持ち出し、又はその目的以外の用途に使用なさらないで下さい。
10. 緊急事態又はやむをえない事情のない限り、客用以外の施設にお入りにならないで下さい。
11. テント外などに所持品を放置なさらないで下さい。
12. 当施設以外の施設から直接に、飲食物などの出前をお取りにならないで下さい。
13. 建物の外観を損なうような品物をデッキにおかけにならないで下さい。
14. お預かりの物品の保管はお預かりの日より一ヶ月とさせていただきます。一ヶ月を過ぎたものについては一切の責任を負いかねます。
15. 施設内でのお忘れ物は、関係法令により管轄の警察署へ移管致します。
16. 消灯時間後はお静かにお願い致します。

その他

「錯誤に基く契約無効」

販売価格に万が一、人為的なミス等による販売価格の表示上の錯誤が発生した場合、民法 95 条「錯誤に基く契約無効」に基き、ご予約を取り消させていただく場合がございます。

## 別紙第 1 宿泊料金等の内訳

お客様が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料 (室料+夕食+朝食)
	追加料金	② 追加飲食 (①に含まれるものを除く)
	税金	③ 消費税

## 別紙第 2 違約金

契約解除の通知を受けた日	不泊 (連絡無)	当日	前日	7 日前
	100%	80%	50%	20%